| | | | |
|---|---|---|---|
| ミロサマイシンを有効成分とする飲水添加剤 | 豚 | １日量として体重１kg当たり４mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前７日間 |
| | 鶏（産卵鶏を除く。） | 飲水１ｌ当たり100mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前７日間 |
| ミロサマイシンを有効成分とする注射剤 | 豚（生後４月を超えるものを除く。） | １日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前25日間 |
| メシリナムを有効成分とする注射剤 | 牛 | １日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 |
| | 豚 | １日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前２日間 |
| メトクロプラミドを有効成分とする強制経口投与剤 | 牛 | 体重１kg当たり0.8mg以下の量を１日２回以下強制的に経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前72時間 |
| 塩酸メトクロプラミドを有効成分とする注射剤 | 牛 | 体重１kg当たり0.4mg以下の量を１日２回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前１日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 |
| | 豚 | 体重１kg当たり0.5mg以下の量を１日２回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前１日間 |
| メロキシカムを有効成分とする注射剤 | 牛（搾乳牛を除く。） | １日量として体重１kg当たり0.5mg以下の量を皮下に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前18日間 |
| メンブトンを有効成分とする強制経口投与剤 | 豚（生後４月を超えるものを除く。） | １日量として体重１kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前５日間 |
| メンブトンを有効成分とする注射剤 | 牛 | １日量として体重１kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前25日間又は食用に供するために搾乳する前72時間 |
| | 豚（生後２月を超えるものを除く。） | １日量として体重１kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前６日間 |
| モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤 | 牛（搾乳牛を除く。） | １日量として体重１kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。 | 食用に供するためにと殺する前14日間 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 酒石酸モランテルを有効成分とする飼料添加剤 | 豚 | １日量として体重１kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前14日間 |
| 酒石酸モランテルを有効成分とする飲水添加剤 | 豚 | １日量として体重１kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前14日間 |
| 塩酸リンコマイシンを有効成分とする飼料添加剤 | 豚 | 飼料１ｔ当たり110ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前４日間 |
| | 鶏（産卵鶏を除く。） | 飼料１ｔ当たり44ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前３日間 |
| | すずき目魚類 | １日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するために水揚げする前10日間 |
| 塩酸リンコマイシンを有効成分とする飲水添加剤 | 豚 | １日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前４日間 |
| | 鶏（産卵鶏を除く。） | １日量として体重１kg当たり２mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前３日間 |
| 塩酸リンコマイシンを有効成分とする注射剤 | 豚 | １日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 | 食用に供するためにと殺する前４日間 |
| 塩酸レバミゾールを有効成分とする飼料添加剤 | 牛（搾乳牛を除く。） | １日量として体重１kg当たり7.5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前７日間 |
| | 豚 | １日量として体重１kg当たり５mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前５日間 |
| | 鶏（産卵鶏を除く。） | １日量として体重１kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前９日間 |
| 塩酸レバミゾールを有効成分とする飲水添加剤 | 牛（搾乳牛を除く。） | １日量として体重１kg当たり7.5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前７日間 |
| | 豚 | １日量として体重１kg当たり５mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前５日間 |
| | 鶏（産卵鶏を除く。） | １日量として体重１kg当たり30mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 | 食用に供するためにと殺する前９日間 |